

# 新型コロナウイルス感染者の火葬の対応

(令和2年4月27日決定)

## 1 ご遺体の葬斎場への移送について

- ・遺体は病院で非透過性納体袋に収納・密閉し、表面を消毒する。
- ・消毒液は 0.05%～0.5%の次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコールを浸した布またはペーパータオルで清拭する。
- ・非透過性納体袋に収納した後は、遺族からの要望があっても、ウイルス飛散の防止のため開けない対応をお願いさせていただきます。また、棺の内部の公開もしないことをお願いいたします。
- ・非透過性納体袋のまま、病院から火葬場へ移送します。自宅等への搬送はご遠慮いただきます。

## 2 葬斎場での感染者の火葬について

- ・死亡診断書に基づき火葬許可を行います。
- ・火葬の際には、ご遺族の方が保菌している可能性があり、火葬業務にあたる職員への感染リスクを低減するため、ご遺族等の葬斎場内への入場を禁止とさせていただきます。
- ・火葬業者は防護服・マスク・ゴーグル・手袋を着用し作業を行います。
- ・ご遺族等に火葬の開始の時間は非公開とさせていただき、ご遺骨をお渡しするお時間のみをお知らせいたします。
- ・火葬する前に、ご遺族等が葬斎場にいられた場合は、遺体を搬送する職員と2m以上の距離をあけて見送るようにお願いします。
- ・火葬の終了後、葬斎場の玄関前で、防護服等着用のまま、ご遺骨の状態でご遺族にお渡します。(職員は火葬炉や室内の消毒作業を行うため防護服は脱がずに対応させていただきます。)

## 3 火葬終了後の施設の消毒について

- ・火葬終了後、火葬炉の周辺、炉内、前室、玄関等の消毒を行います。
- ・消毒は次亜塩素酸ナトリウム、アルコール消毒液を使用し、ドアノブ、手すり、いす、テーブルなど人の手などが触れる場所について、ふき取り消毒を行います。
- ・消毒作業によりウイルスが残っていないという判断のもと、感染者の火葬を行った次の日から、一般の火葬を行うことは可能と考えています。

## 4 感染者の火葬のために必要な物品等について

- ・防護服、マスク、ゴーグル等を必要数用意し業務を行います。
- ・消毒用の次亜塩素酸ナトリウム、アルコール消毒液を用意する。
- ・葬斎場の消毒のためのペーパータオル、噴霧器等を必要な物を用意する。
- ・使用済みの防護服、マスク等については、直接触ることがないように他のごみと区別した容器に入れるなどし、密閉した状態で、専門業者に処分を依頼する。
- ・ごみを捨てた後は手などを洗うなど消毒を徹底します。

## 5 その他

- ・ご遺体は病院から葬斎場へ搬送するため、通夜、葬儀は、遺骨の状態で行うことを想定しています。
- ・ご遺骨は焼却炉にて1,000℃で火葬するため、ウイルスは死滅すると考えられています。
- ・残骨灰は一般の火葬と感染症の灰と分け、残骨灰の処理は専門事業者により行います。